

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

#### 1. 確認の求めを行った年月日

令和3年10月23日

#### 2. 回答を行った年月日

令和3年11月22日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、在籍出向のあっせんを行うことを検討している。

具体的には、(i)労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する、(ii)経営指導、技術指導の実施、(iii)職業能力開発の一環、(iv)新型コロナウイルス感染症の影響によって業績が悪化した場合に労働者を離職させるのではなく、雇用機会を確保することなどを目的として、自己の労働者を他社に出向させることを検討する出向元企業と、出向を受け入れ、当該労働者を雇用する出向先企業のマッチングを行うこととされている。

なお、照会者は出向元企業と出向先企業がマッチングするための場を提供するほか、両企業を引き合わせる機会を提供する。

#### 4. 確認の求めの内容

新事業活動の実施に当たり、(1)①照会者の行為が職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第1項の「職業紹介」に該当しないか、②労働基準法（昭和22年法律第49号）第6条の中間搾取に該当しないか、また、(2)①出向元企業の行為が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号の「労働者派遣」又は②職業安定法第44条において禁止される「労働者供給事業」に該当しないかについて照会があった。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

##### (1) 職業安定法第4条第1項に関する照会について

職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」をいう。

令和3年10月23日付けで確認の求めのあった「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書（以下「照会書」という。）の記載によると、照会書3

(2)に記載された新事業活動において、照会者は、出向対象者を識別できない状態で、出向元企業と出向先企業との間を取り持つのみで出向者と出向先企業の雇用契約の内容には関与しないこととされている。

したがって、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、照会者は求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんしておらず、照会書3(2)に記載された新事業活動における照会者の行為は「職業紹介」に該当するものではないと解釈される。

##### (2) 労働基準法第6条に関する照会について

労働基準法第6条にいう「他人の就業に介入」とは、労働関係の当事者間、即ち、使用者と労働者の中間に、第三者が介在して、その労働関係の開始存続について、媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何等かの因果関係を有する関与をなしていることをいう。

照会書3(2)によれば、照会者の提供するサービスについては、在籍出向による人材の受け入れを希望する企業（出向先企業）及び人材の送り出しを希望する企業（出向元企業）

に対し、出向希望時期等の出向対象者個人を識別できない情報を提供するものであり、照会者は、出向対象者を識別できない状態のもと、出向元企業と出向先企業との間の契約を取り持つ支援を行うのみとされている。また、出向先企業と出向対象者の労働契約については、内容は当該企業と当該労働者の協議により内容が決まるものとされており、照会者が関与することはないとされている。

したがって、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、照会者の行為は、「労働関係の当事者間、即ち、使用者と労働者の中間に、第三者が介在して、その労働関係の開始存続について、媒介又は周旋をなす等その労働関係について、何等かの因果関係を有する関与をなしている」とは認められないため、労働基準法第6条にいう「他人の就業に介入」するものではなく、中間搾取には当たらないと考えられる。

### (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1項に関する照会について

労働者派遣法第2条第1項第2号に規定する「労働者派遣」とは「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないもの」とされている。

照会書の記載によると、照会書3(2)に記載された新事業活動において、照会者の事業を利用する出向元企業は、自らが雇用する労働者を雇用させることを約して、出向先企業に出向させることとされている。

したがって、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、照会者の事業を利用する出向元企業の行為は「労働者派遣」に該当するものではないと解釈される。

### (4) 職業安定法第4条第7項及び同法第44条に関する照会について

職業安定法第4条第7項に規定する「労働者供給」は「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないもの」とされており、同法第44条において事業として行うことが禁止されている。

照会書の記載によると、照会書3(2)に記載された新事業活動において、照会者の事業を利用する出向元企業は、自らが雇用する労働者との雇用契約を維持した上で、出向先企業に当該労働者を雇用させることを約して出向させる、いわゆる「在籍出向」を行うこととされている。

「在籍出向」の形態は、労働者供給に該当するものであるから、その在籍出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第44条により禁止される労働者供給事業に該当する。他方、在籍出向は通常①労働者を離職させるのではなく、関係会社において雇用機会を確保する、②経営指導、技術指導の実施、③職業能力開発の一環として行う、④企業グループ内的人事交流の一環として行う等の目的を有しており、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられる。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業の一時的な縮小等を行う場合に労働者を離職させるのではなく、雇用機会を確保するために行う在籍出向については、基本的には、上記①に類するものと考えられる。

したがって、照会書3(2)に記載された新事業活動において、上記①～④の目的に該当することが実態から確認される限りにおいて、出向元企業の行為は基本的に職業安定法第44条において禁止される「労働者供給事業」に該当するものではないと解釈される。